

# 参 考 資 料

## 目 次

三重県職業能力開発審議会委員名簿	1
第10次三重県職業能力開発計画の策定経過	2
三重県職業能力開発審議会諮問	3
三重県職業能力開発審議会答申	4
職業能力開発促進法抜粋	5
三重県職業能力開発審議会条例	7

## 三重県職業能力開発審議会委員名簿

### 【委員：学識経験者】

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 松本 金矢 | 三重大学教育学部 教授                  |
| 兼松 秀行 | 鈴鹿工業高等専門学校 校長補佐・教授           |
| 中野 和代 | 一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会<br>代表理事 |

### 【委員：事業主代表】

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 藤川 勝彦 | 旭鍍金株式会社 取締役会長       |
| 村田 典子 | 三重県中小企業レディース中央会 副会長 |
| 玉木 信介 | 三重県鐵構工業協同組合 代表理事    |

### 【委員：労働者代表】

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 廣瀬 純子 | 日本労働組合総連合会三重県連合会<br>副事務局長 |
| 中濱 留美 | 東芝労働組合四日市支部 執行委員          |
| 奥川 英雅 | 三重県建設労働組合 副執行委員長          |

### 【特別委員】

- |       |  |
|-------|--|
| 内藤 彰彦 | 三重労働局職業安定部 部長                                  |
| 遠藤 達哉 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構<br>三重支部 三重職業能力開発促進センター所長 |
| 廣田 恵子 | 三重県雇用経済部 部長                                    |
| 野村 浩  | 三重県立津高等技術学校 校長                                 |

## 第10次三重県職業能力開発計画の策定経過

平成28年6月22日	戦略企画雇用経済常任委員会に計画概要案を報告
平成28年7月6日	第1回三重県職業能力開発審議会（骨子案の審議）
平成28年8月2日	中間案意見照会（関係機関）
平成28年8月23日	中間案意見照会（審議会委員）
平成28年9月30日	中間案、意見対応方針の送付（審議会委員）
平成28年10月5日	戦略企画雇用経済常任委員会に策定状況を報告
平成28年10月6日 ～11月7日	中間案について一般意見募集（パブリック・コメント）
平成28年11月28日	第2回三重県職業能力開発審議会（最終案の審議）
平成28年12月7日	第10次三重県職業能力開発計画案について答申
平成28年12月9日	戦略企画雇用経済常任委員会に最終案を報告

（参考）

厚生労働省「第10次職業能力開発基本計画」策定経過

平成27年9月

～平成28年2月

労働政策審議会職業能力開発分科会での審議

平成28年3月29日

労働政策審議会への諮問、答申

平成28年4月28日

第10次職業能力開発基本計画告示



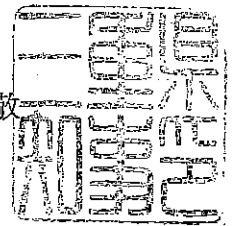
雇経第02-079号

三重県職業能力開発審議会

第10次三重県職業能力開発計画を策定するにあたり、職業能力開発促進法第7条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成28年7月6日

三重県知事 鈴木英 敬

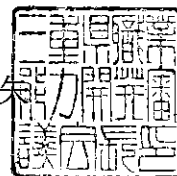




平成28年12月7日

三重県知事 鈴木 英敬 様

三重県職業能力開発審議会長 松本 金朱



第10次三重県職業能力開発計画案について（答申）

平成28年7月6日付け雇経第02-079号で諮問のありました事項については、  
妥当であると認めます。

なお、第2章「3 労働市場の状況」の「(4) 障がい者雇用の状況」に係る記載を、  
平成28年12月に三重労働局から発表される予定の障害者実雇用率の数値に基づき、  
修正されるよう求めます。

## 職業能力開発促進法

(職業能力開発計画に関連する条文の抜粋)

(職業能力開発基本計画)

第五条 厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第七条第一項において同じ。）に関する基本となるべき計画（以下「職業能力開発基本計画」という。）を策定するものとする。

2 職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- 二 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- 三 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 職業能力開発基本計画は、経済の動向、労働市場の推移等についての長期見通しに基づき、かつ、技能労働力等の労働力の産業別、職種別、企業規模別、年齢別等の需給状況、労働者の労働条件及び労働能率の状態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、必要がある場合には、職業能力開発基本計画において、特定の職種等に係る職業訓練の振興を図るために必要な施策を定めることができる。

5 厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くものとする。

6 厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、職業能力開発基本計画の変更について準用する。

(都道府県職業能力開発計画等)

第七条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第五条第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるものとする。
- 5 第五条第三項及び第四項の規定は都道府県職業能力開発計画の策定について、前二項の規定は都道府県職業能力開発計画の変更について、前条の規定は都道府県職業能力開発計画の実施について準用する。この場合において、第五条第四項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県」と、前条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「労働政策審議会の意見を聴いて」とあるのは「事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で」と読み替えるものとする。

(都道府県に置く審議会等)

第九十一条 都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

- 2 前項に規定するもののほか、同項の審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項は、条例で定める。

## 三重県職業能力開発審議会条例（昭和四十四年十月七日 三重県条例第四十四号）

### （設置）

第一条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十一条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営に関しては、同条第二項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

### （組織）

第二条 審議会は、委員十人以内をもつて組織する。

2 委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験のある者のうちから知事が任命する。

3 委員のうち、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、それぞれ同数とする。

4 第一項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満としないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

### （委員の任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### （特別委員）

第四条 審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 特別委員は、議決に加わることができない。

### （会長）

第五条 審議会に会長を置く。

2 会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちからあらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

### （会議）

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### （幹事）

第七条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

### （庶務）

第八条 審議会の庶務は、雇用経済部において処理する。

### （委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。



---

第 10 次三重県職業能力開発計画

平成 28 年 12 月

三重県

三重県 雇用経済部 雇用対策課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電 話：059-224-2461

FAX：059-224-2455

E-mail：koyou@pref.mie.jp

---